

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回清須市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年1月18日（木）午後2時30分
開催場所	清須市役所北館2階第3会議室
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 清須市国民健康保険税の改正について（諮問）</p> <p>(2) 健診と医療費について</p> <p>(3) その他</p> <p>5 閉会</p>
会 議 資 料	<p>会議次第</p> <p>配席図</p> <p>委員名簿</p> <p>資料1及び資料1-2 平成30年度清須市国民健康保険税率について</p> <p>資料2 モデルケースにおける保険税額</p> <p>資料3 健診と医療費の全国平均の分析</p> <p>資料4 清須市国民健康保険保健事業の取組み及び実績</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公 開 し た 場 合)	6名
出 席 委 員	<p>公益代表：柘本委員、富田委員</p> <p>保険医等代表：小川委員、宮田委員</p> <p>被保険者代表：青木委員、植松委員、武田委員</p>
欠席委員	鬼頭委員、細谷委員
事 務 局	<p>(市民環境部 保険年金課)</p> <p>鷲見部長、浅野課長、梅本副主幹</p>
会議録署名委員	植松委員、武田委員

会議の経過《意見の要旨》

●事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「平成29年度第3回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます、保険年金課副主幹兼国民健康保険係長の梅本でございます。

会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、配席図、委員名簿、資料1と1-2、資料2から4まででございます。よろしいでしょうか。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。

細谷委員と鬼頭委員は所用のため欠席されています。

本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項として、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。

それでは、傍聴者が見えておりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

－ 傍聴者入場 －

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開会いたします。開会にあたりまして、永田市長からご挨拶申し上げます。

【 永田市長あいさつ 】

ありがとうございました。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開会いたします。それでは、柘本会長よりご挨拶をお願いします。

【 柘本会長あいさつ 】

ありがとうございました。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので会長に、議長をお願いいたします。

それでは、柘本会長よろしくをお願いいたします。

●柘本会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により植松博委員、武田君子委員を指名します。

なお、議事録については、事務局で作成をお願いいたします。

ただ今から、議事に入らせていただきます。

議事（1）「清須市国民健康保険税の改正について」、事務局からお願いいたします。

●事務局

それでは、ここで市長より諮問書を会長にお渡しさせていただきます。

この諮問書は、清須市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、市長から運営協議会へ諮問を行うものです。

市長お願いします。

【 永田市長 諮問書読み上げ及び会長へ渡す 】

ありがとうございました。

委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しをお手元に配布いたします。
諮問については、以上でございます。

これから議事に入りますが、市長は公務がございますのでここで退席させていただきます。

【 市 長 退 席 】

● 柘本会長

それでは、「清須市国民健康保険税の改正について」の諮問を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【 保険年金課長 趣旨及び内容説明 】 資料1-1、1-2、2

● 柘本会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

● 委員

資料2ですが、右の軽減なし世帯の方の増加額が大きすぎるように感じます。

もう少し平準化にならないですか。

● 事務局

軽減等については、保険税を算出した後、所得や世帯人数に応じて該当させていきます。

人数や所得に応じてかなり変わってくるため、2人と4人では税額に大きく違う要因にもなります。

● 委員

今回示されているモデルケースですが、今後も毎年あげていくということですか。

県の示す標準税率に約6年かけてするとしても、中段の税額に近づくよ

う上げなくてはいけないのですか。

●事務局

県の標準税率が示されて仮に6年として試算していますが、これを何年かけて近づけていくのか。冒頭に市長が急激な負担増についてなるべく負荷のかからないようにと言及しました。

国は6年を目途に一般会計からの補填解消をするよう求めています。本協議会において何年かけてということも含め最後の答申の時にお示しいただきたい。

不足している部分は、解消するまでの間は、一般会計から賄われます。これをどう解消するのかという別の視点で捉え、考えていただきたい。

●委員

保険税を上げていくことは分かりました。

今の賦課限度額はいくらですか。

●事務局

40歳から64歳までの方のいる世帯では89万円です。

介護保険分のかからない世帯ですと73万円となります。

●委員

同じ資料ですが、軽減なし世帯で並んでいる収入と所得の数字に大きな違いがないのに税額がまったく違うというのはどうでしょう。

確かに収入と所得で違うということは理解できるのだが、所得で並べたほうが分かりやすいのですか。

また、これでは一番医療にかからない世帯が最も課税されているような表記になっているように感じます。

●事務局

あくまで保険制度ですので、所得と世帯人数に応じ按分の負担を求め、全体で運営していかなければなりません。全体で支え平等な負担でないと保険制度が成り立たなくなるからです。

医療保険制度を支えるために、必要な部分を踏まえた議論をお願いいたします。

また、給与収入で年収500万円は決して低いほうではない額ではあり

ます。

●委員

保険税の年額46万円は収入の約10%になるということですね。

これが適切かどうかの判断は難しいし、相互扶助であることはわかっていますが、一番医療がかからない人に負担が大きいという印象を受けました。

●事務局

確かにそうかもしれません。

しかし、その年代が収入の少ないときに子どもの医療費が多くかかっている時期を暮らしていたかもしれません。

●委員

一番上の数字は現行ということによろしいですね。

であれば、現行税率であっても財源が足りていないということからすると、それをどう上げていくか。前回の議論でも税率を上げざるを得ないといったことは話しておりましたので、諮問された税率による増加率が適切かどうかの議論が必要であると感じます。

●事務局

委員が指摘の増加率もそうですが増額される額も適切かどうかということもあります。

なお、平成28、29年度に増額の税率改正を行いました。苦情や問い合わせなどは、現在のところいただいておりません。

もちろんだう思われているかは、図りかねますが一定のご理解はいただけていると感じております。

●委員

先ほど6年の計画をと議論に出ていましたが、資産割を失くすことや、赤字解消の期間として適切なのかということは私達が判断していかなければならないのでしょうか。

6年で標準税率に近づけていく。ということですか。

●事務局

6年という根拠は、現在国が赤字削減解消期間の原則として示している

ことであります。運営協議会はそのことを検討していただく場でもあります。

現在お示ししている税率を仮に6年かけてやっていけば、県の示す標準税率に追いつくように設定はしております。

しかしながら、医療費や所得水準は毎年のように変化します。仮にと言わしていただいたのは状況によっては6年後に追いつかないことも考えられますし、県での試算も毎年見直すので、今後の動向は注視していくこととなります。

●委員

今後も医療費は増加していきますよね。

●事務局

もちろんそれによって必要額も増加します。しかし、国の補助金も拡充を示しております。

このことから、毎年見直しが必要になってくると思われれます。6年で解消するかどうかは不透明です。

●委員

このまま続けても6年後は分からないということですね。

下がることもありますよね。

●事務局

医療費が下がる場合や、国の補助金が増額された場合はそうなります。

●委員

医療費が下がることは考えにくいのではないか。

●委員

保健事業をしっかりとすることで医療費を下げる努力も必要ですね。

●委員

T V等の影響で、放送内容と少しでも重なる症状があると不安になって、医院に受診される方もいます。

医療費を削減するためには、被保険者もマスコミに影響されないような意識を持っていただきたいと感じることが多々あります。

●柘本会長

いろいろご意見をいただきました。

委員の皆様感想など含め、一言ずつお願いします。

●委員

医療費がかかりすぎていることが問題であると思います。

●委員

今回の資料については、所得と収入が併用されているため、少し分かりにくい部分がある。どのような収入構成かが分かりやすくしていただければ、もう少し考えやすいと思います。

●事務局

これは、前回の税率改正の資料と同じモデルケースとしました。

前回の改正と同様の比較がしやすいようにと判断し、作成したものです。

●委員

医療費については、被保険者が削減に対する意識を持つ必要があると考えます。

●委員

昨年末、NHKの世論調査で、経済、安全保障、子育てを抜いて社会保障を求める声が38%で最も多かった。

その際に社会保障制度が維持できることが大切であると感じ、国保を運営するために保険税の改正はやむをえないですが必要であると考えます。

しかし、税負担等を考えると急激な変化とならないよう期間等について、これで良いかは考えるところがあります。

●委員

特段はありません。しかし、特定健診等の予防に力を入れていけば、大病になり医療費が増大する前に防げるのではと考えます。

●委員

資料を見ていると医療にかからないことが必要だと感じます。

今後さらに高齢化が進むことで医療に係る機会が多くなるでしょうから。

被保険者の方には健康意識を持っていただくこと。行政に対しては特定

健診等や保健事業を増やしていただくことが必要ではないでしょうか。

私の周りでは、健康意識を持っている人は非常に高く自ら取り組んでいますが、意識の低い人は何も行っていません。

意識の低い人に保健事業の取組に加わっていくことが大切ではないでしょうか。

● 柘本会長

皆様ありがとうございました。

それでは次回は、今までの審議内容を踏まえ答申を行いたいと思います。がご異議ありませんか。

《異議なし。の声》

● 柘本会長

次に、議事（２）「健診と医療費について」について、事務局から説明をお願いします。

【 保険年金課長 趣旨及び内容説明 】 資料3

● 柘本会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

● 委員

人間ドックの補助ですが、補助額はいくらか。また、30歳から74歳とあるが良いか。

● 事務局

1人当たり15,000円を上限としております。年齢は相違ありません。

● 委員

人間ドック自体で予防の効果があるのか少し疑問ですし、これは個人で行うべきことのように感じます。

● 委員

結局のところ、早期発見、早期治療を考えての事業でしょう。

病気が進行してからでは、さらに医療費がかかるからという観点ですね。

●事務局

そのとおりです。

この事業は厚生年金や健康保険組合等でも行われています。

早期発見、早期治療が目的で行っております。

●委員

特定健診を行っているので、予算的に少しいかがかと感じます。

●委員

例えばがんとかの、特定健診では発見できない病気が分かったりしますから、大病の早期発見という観点からは理解できます。

●委員

そういった観点があるのであれば理解しました。

●柘本会長

次に、議事（3）「その他」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

特段ありません。

●柘本会長

よろしいですか。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

●事務局

本日は長時間に渡り、誠にありがとうございました。事務局より2点あります。

1点目は、議事録についてですが、後日、会議冒頭で会長が指名いたしましたお二人の委員にご署名をいただくこととしておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いします。

2点目は、次回は1月下旬に開催を予定しております。正式に日程等が決まりましたら皆様にご連絡させていただきます。

これをもちまして、平成29年度第3回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

(午後3時50分 閉会)

会議の結果	会議の経過に示したとおり
問い合わせ先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911 内線1312

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成30年3月7日

会 長 柘 本 繁 治

委 員 植 松 博

委 員 武 田 君 子